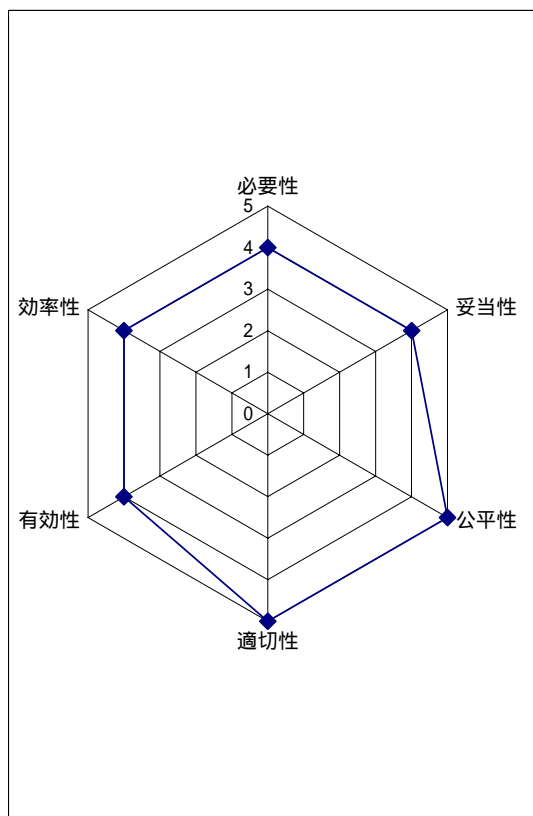


事務事業名	逆井土地区画整理事業公園公共施設管理者負担金	担当部局	市長部局 都市建設部
基本目標	美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	都市計画課
施策体系	人と自然が融合する地域づくり	担当係名	計画係
施策	全市公園化を推進する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	逆井土地区画整理事業地区の公園面積は3%であり、DID区域に近接していることから、2%以上の公園用地について公共施設管理者負担金(対象面積:2511.24㎡)を逆井2号公園(A=3104.49㎡)に導入することにより、公共施設の総合的な整備改善が進み、宅地の利用増進が図られるとともに、良好な環境を有する健全な市街地が形成される。		
事業の期間(開始/終了)	平成17年 4月 / 平成19年 3月		
根拠法令、条例、規則など	都市計画法、都市公園法、土地区画整理法 結城市都市公園条例 結城市都市公園条例施行規則		
事業が対象としている人(モノ)	逆井2号公園(3104.49㎡)		
具体的な活動内容	公管金に伴う用地費を算出し、国土交通省と事前協議を行い、その後県の事業認可を受ける。		
	事前協議書の金額に基づき、逆井区画整理組合と覚書を交わし、単年度毎に協定書を取り交わす。		
	補助事業関係の事務処理をする(概算要望・本要望・補助申請・概算請求・完了実績報告等)。		
事業の成果	公管金に伴う用地費を算出し、国土交通省と事前協議を行い、その後県の事業認可を受ける。		
	事前協議書の金額に基づき、逆井区画整理組合と覚書を交わし、単年度毎に協定書を取り交わす。		
	補助事業関係の事務処理をする(概算要望・本要望・補助申請・概算請求・完了実績報告等)。		
	単年度毎の協定書のとおりに用地を取得する。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い
	薄らいでいない。土地区画整理事業の進捗状況にあわせているため、早期実現は困難であるが、宅地の利用増進を図るため、必要性、緊急度は依然として高い。また、公管金の導入により、逼迫している財政を立て直し、区画整理事業の早期完成をめざす。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である
	都市計画法、都市公園法、土地区画整理法に関係しているため、行政がやるべき業務であると思う。
公平性	5 広い範囲に対して便益を提供しており、偏りは見られない
	公園整備の周辺住民への理解を求めるとともに、行政が綿密に指導しているため偏りはない。
適切性	5 現在のやり方(手段)以外には考えられない
	都市・地域整備局所管補助事業事務必携に沿って実施しており、適切に行っている。事業費等も国土交通省、県担当課と協議のうえに算出しているため問題はない。
有効性	4 概ね目標水準に達している
	公管金は覚書に基づき、単年度毎の協定書のとおりに導入されており、達成されていると思う。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	コスト的にも、人員的にも必要最低限度に抑えられており、効率的に運営されていると思う。

総合評価	公園整備は、都市計画を進めていくうえで、道路とならんととても重要なことなので、財政的に問題がなければ、早急に整備を進めたいところである。実際に供用開始した都市公園の周辺には、地域住民が根付きつつあり、景観的にも効果があったと思われる。しかし、まだ整備されていない公園は多々あり、整備を進めていくうえで、今後も補助事業として位置づけ、事務処理をさらに効率化して、よりよいまちづくりに努めていきたい。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	逆井土地区画整理事業地内の公園設置計画箇所は4箇所であり、公共施設管理者負担金対象公園は仮称逆井2号公園の用地面積3,104.49㎡のうち2,511.24㎡の用地買収費であり、平成17年度、18年度の2か年で取得する。また、施設整備については平成20年度に計画している。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	全市公園化構想に基づき、公共施設管理者負担金を導入し、公共施設の整備を行ない良好な環境整備を行なう。			